



相談件数ワースト1

電子ギフトカードを要求する詐欺に注意!!



全国の消費生活センターに寄せられる相談の中で、例年、最も件数が多いのがアダルトサイトの登録料や未納料金名目で金銭を要求する「ワンクリック請求」や「架空請求」です。当市でも、例外なく老若男女問わずもっとも多い相談となっています。

【事例 1】無料のサイトだと思い、気軽に〈18歳以上〉を選んで動画再生ボタンをクリックした。すると突然「カシャッ」というシャッター音が鳴り〈登録完了。3日以内に18万円支払ってください〉という画面が表示された。



【事例 2】スマホに〈有料動画サイトの利用料金が未納になっています。至急ご連絡ください〉というSMS※が届いた。驚いて電話をしたら「延滞料含め40万円が未納。退会処理後、9割返金するので一旦支払ってください」と言われた。

【事例 3】携帯電話に知らない番号から着信があった。すぐに切れたので、折り返し電話をしたら「有料動画サイトの料金が未納です。今すぐ10万円分の電子ギフトカードで支払ってください」と言われた。



このような詐欺の場合、最近では、コンビニで電子ギフトカードを購入するよう指示されることが多くなっています。このような要求をされたときは詐欺だと考え、すぐに消費生活センターや警察へ相談してください。

また、身に覚えのない契約は、法律上契約成立とは見なされませんので、絶対に業者には連絡せず、無視しましょう。

※電話番号だけでメッセージが手軽に送受信できるショートメッセージサービス

!! 消費生活センターとよく似た名前の事業者にご注意ください !!

消費生活センターに相談しようとネット検索して、一番上に表示された広告欄の事業者に誤って連絡してしまい、高額な費用を請求される事案が多発しています。

消費生活センターで、相談の費用を請求することは一切ありません。ご注意ください。

消費生活に関するご相談は  
草津市消費生活センターまで!

☎077-561-2353 (直通)

または消費者ホットライン ☎188

(※最寄りの相談窓口につながります)

【⇒裏面もご覧ください】